



市 章

大津市公報

令 和 5 年 9 月 15 日
号 外 (第 49 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 66 比叡地域包括支援センターにおいて包括的支援事業及び介護予防支援事業の事務を行う日及び時間を定める規則…………… 1
- 67 比叡すこやか相談所において健康に関する相談等の事務を行う日及び時間を定める規則…………… 1
- 68 大津市行政組織規則及び大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 69 大津市財務規則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

比叡地域包括支援センターにおいて包括的支援事業及び介護予防支援事業の事務を行う日及び時間を定める規則を公布する。

令和5年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第66号

比叡地域包括支援センターにおいて包括的支援事業及び介護予防支援事業の事務を行う日及び時間を定める規則

比叡地域包括支援センターにおいて包括的支援事業及び介護予防支援事業の事務を行う日及び時間は、次に掲げる日以外の日の午前9時（窓口で行う事務にあつては、午前10時）から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

比叡すこやか相談所において健康に関する相談等の事務を行う日及び時間を定める規則を公布する。

令和5年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第67号

比叡すこやか相談所において健康に関する相談等の事務を行う日及び時間を定める規則

比叡すこやか相談所において健康に関する相談等の事務を行う日及び時間は、次に掲げる日以外の日の午前10時から午後6時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

大津市行政組織規則及び大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第68号

大津市行政組織規則及び大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「大津市坂本六丁目1番11号」を「大津市坂本七丁目24番1号」に改める。

- (1) 大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)第2条第5項
- (2) 大津市介護保険条例等施行規則(平成18年規則第65号)第21条

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第69号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第134条第1項中「1万円」を「5万円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。